

日光市広報

7月号(通53号)

毎月1回1日発行

発行所 日光市中津町999
日光市役所
印刷所 中津印刷所

日光小学校にプール建設

この夏から水難防止に一役

海なし県の北端にあり日光市、おまけに市の中心部を貫く大谷の流は、昔くそあれ、水が流れては、冷たいとあって、水泳には不適。湖水は深く危険であり、市内には子供達が使えるプール一つないこと、などがわきわきして、日光市民と水泳とは、昔から縁が薄かつたようである。

水泳に対する考え方は人によつて、まちくだが、だれもが一通り出来るにしたことばない。非常の場合には命に直結する問題である。大半がスケートの出来る日光市民も、その何かが出来るか？

プールを建設して、児童に水泳を教えたい、と願う学校の先生がた、それに賛成したPTA、A、それを取りあげた市と一

池子をつつて、このほど日光小学校にプールが建設されることになった。

すでに七月一日から、建設工事が開始されているが、市内小中学校の中でも、はじめてのことだけに各方面の関心も強く、プールの完成が待たれている。

このプールは、日光小学校体育館裏の一角として、昭和川河川敷内内に作られるものだが、幅二十五メートル、長さ六十メートル、深さ七十五センチメートルのもので、プールのまわりには幅四メートルの陸上、シャワー施設、更衣用の天幕などが作られる。

このプール建設工費は、プール関係に百四十三万円、附属設備を含まると、約百五十五万円かかるが、約半額を市費から、残

日光市農業委員会は、七月十九日全農改選になるが、この選挙は七月十五日に行なわれ、しかし今日七月十日の立候補締め切りまでに立候補したものは、定員と同数の十五名であつたので、七月十五日の投票は、実際には行なわれず、立候補者全員が当選に決定する予定。

鉄道の安全確保 鉄道妨害防止運動

国鉄では安全確保のための「鉄道妨害防止運動」を実施している。そこで国鉄日光駅に市民としてこの運動に協力できることを願ひてみた。

日光駅の話によれば、国鉄が電化されて以来、列車の数が増えたと、騒音が少ないために駅構内を歩くことによる危険事が高くなった。特に問題なのは、開通した吉野街道の踏切で閉鎖したかわりに、地元の強い要望で、市が作った立派な踏切を利用せず、線路を横断する人が

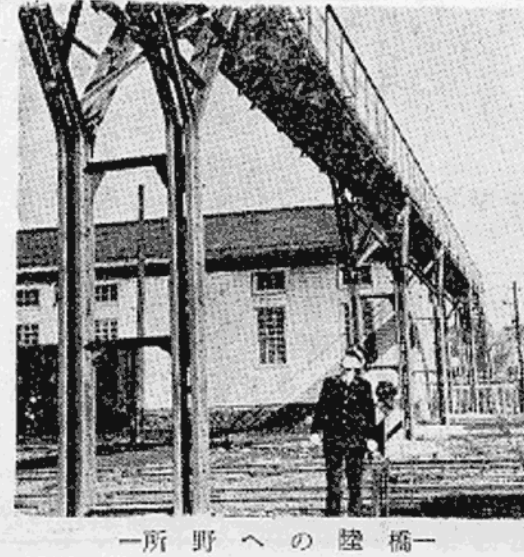
一部にあるとのことだ。とくに朝夕の通勤、通学、所野方面の工場や事業所へ通う人に、こうした不心得な人が多

すでに先日、無理に通つて、はぶ飛ばされた人の例もあり、駅では所野方面の人に、とくに踏切を渡るよう要望している。鉄道の立入禁止区域に入ることを厳禁にしようとしておられることもあつたので、とくに守りたい問題だ。

また先日のことだが、国鉄日光駅の北側の、土手の道路から石を投げて、電車線がはいし

（編者で、できた橋をわがわがと、こわい電流が流れる、電車の運転が止つたら電線を受けて傷むものなど）

もう一つの問題は、鉄道の沿線全部に共通の問題だが、子供線路に近づけない事だ。線路に近づいて耳をあてて、列車の近づくのを聞いたり、小石を並べたりすることがよくある。こ



一所野への陸橋

日光市農業委員会委員の改選

七月十五日 投票は行なわれぬ

日光市農業委員会は、七月十九日全農改選になるが、この選挙は七月十五日に行なわれ、しかし今日七月十日の立候補締め切りまでに立候補したものは、定員と同数の十五名であつたので、七月十五日の投票は、実際には行なわれず、立候補者全員が当選に決定する予定。

調査の集計がまとまつた。市場計による集計は

農家 五四六戸 耕地面積 三七八二二アル(三八七町八反二畝)その他の農用地 二四三二アル(二四三町七畝)合計 五二二二アル(五一二町一畝八反)

農林業センサスの集計結果

二月一日現在で実施したこの調査の結果は

調査の集計がまとまつた。市場計による集計は

農家 五四六戸 耕地面積 三七八二二アル(三八七町八反二畝)その他の農用地 二四三二アル(二四三町七畝)合計 五二二二アル(五一二町一畝八反)

日光地区し尿消化組合設立など 第四回臨時市議会終る

- 第四回臨時市議会は、六月二十五日から二十七日まで開かれ重要議案多数を審議可決した。(数字は議案番号)
- 46. 物件(自動車一台)購入契約について同意を求めた。
 - 47. 工事請負契約について同意を求めた。(東中学校増築第二期工事、五百四十八万円)
 - 48. 市有財産の処分(旧日光市消防団第六分団器具置場。新設のため)
 - 49. 安楽小学校敷内運動場兼講堂の建設(三十五年要事業)
 - 50. 東中学校敷内運動場兼講堂の建設(三十五年要事業)
 - 51. 日光地区し尿消化組合の設立(今市市、藤原町と共同でし尿末端処理に関する事務を行う組合を設立する)
 - 52. 日光市市税条例の一部改正(不動産登記法の一部改正にともなう固定資産税の改正、および用語の統一)
 - 53. 日光市福祉事務所設置条例の一部改正(社会福祉事業法、民生委員法、国民年金法などの事務を追加)
 - 54. 昭和三十五年度日光市才入才出追加更正予算、補正第二号(教育費、八十万九千三百円、社会労働費六十一万八千四百円など総額三百二十七万四千四百円の追加更正)

今月の納税

35年度 固定資産税 第二期納期 7月31日限
期限におくれないように完納して下さい

犬を飼っている人に

これまで狂犬病予防法による狂犬病予防の立場から、犬は一年一回の登録(毎年四月)と狂犬病予防注射を毎年一回実施して来たが、このほか新しく栃木県何大政補正条例が公布になり、六月三十日から施行になった。

これによれば

一、門柱、家の出入口、その他他人の最も見えやすい場所に、何大のいることを表示しておくこと。

二、へい、または、さく、など、何大が自由に外部と往來できない場所以外では放し飼ひしないこと。

三、何大が時勢中又は狂状、疫病などにより人に有害を加えるおそれのある場合は、けい、その他適當な方法で管理すること。

四、道路、公園、広場、その他公共の場合は、自由に運行する場所には何大を運行するときは、何大に鎖または鎖などをつけること。

五、道路、公園、広場、その他公共の場に、何大を放し飼ひすること。

六、何大を飼ふこと。

七、何大が人をかんだ時は、すぐその何大をけい留し、保健所長に届け、その指示を受け、獣医師の検診を受けさせなければならない。などが規定される。

違反者は罰則が適用される。

この調査の対象者は、明治三十九年四月一日から昭和十七年三月三十一日までの出生者で、調査は市の職員が七月十日前後に各世帯に調査用票と説明書を配布し、記入していただいたものを後日市職員が回収にあたるという方法をとり、すなわち、もれなく提出して下さい。

予防接種 七月十日から二十九日までの間に、地区別に「予防接種券」が配付された。この予防接種券は、接種を受けるのは、満三才から満六十才までの人、すべてが対象となる。日時、場所などは、各戸に配付された「予防接種券」に記されているが、対象者はもれなく接種を受けていただきたい。

共同炊事 今年の三月に完成した東小川共同炊事施設では、農繁期の六月十日から十七日までの一週間、農家三十八戸が参加して、延六千六百食の共同炊事をを行った。

今後、使用の野菜類も共同で栽培して、もっと安く、合理的な炊事にしようと思つて、さあ、なごの地区には、「改良がま」などがあつて、ほかの地区の婦人会なども、講習会などに参加出来る。

避難防止 日光市山崩道避防止対策協議会では、五月三十一日に総会を開き、今年度予算を決めた。これによると、今年度はまず指導標の整備に重点を置き、山の避難を少しでも少なくすることに力をあてることになった。また登山者に対しては、パンフレットなどを配り、山の実態をよりよく知らせることに決めた。

納税貯蓄組合 このほど次の三つの納税貯蓄組合が設立された。

- 七里納税貯蓄組合 湯沢第一ほかに六十名
- 細野納税貯蓄組合 尾野長ほかに二十八名
- 福間納税貯蓄組合 高橋真ほかに九十六名

奨学生 昭和三十五年、昭和現の日光市奨学生選考委員会は、六月十七日開かれ、応募者十九名の中から次の七名を選定した。

太田市(千葉商大一年)金子俊明(明大一年)大関和子(聖徳高専高専二年)青木和子(日高一年)湯沢芳枝(今高一年)三浦一郎(日高一年)福田重子(高専一年)

し尿くみ取り 七月一日から、し尿くみ取り業者の担当区域が次のように変更になった。期間は同年六月三十日まで。

- 東町地区(神橋以南)相生町日光丸通(電話二二三)
- 西町清瀬地区(精製所住宅地区を含む)松原町 日光清瀬社(電話四二二一)

申込方法、料金等については、今までのとおり。

統計調査 本年一月一日現在で実施した一九六〇年世界農林業センサス、および六月一日現在で実施した事業所統計調査、商業統計調査は、いずれも調査の段階をおわり、現在審査整理中。各位の御協力で正しい調査が出来ましたことをお礼申し上げます。なお、本月中旬に事業所調査の中から、サービスマンに当たる業者その他に対して、乙調査が実施されますので御協力下さい。

本紙「日光市広報」は毎月一日発行ですが、事務の都合上、今月は発行がおくれました。あしからず御了承下さい。



これは狂犬病予防法による狂犬病予防の立場から、犬は一年一回の登録(毎年四月)と狂犬病予防注射を毎年一回実施して来たが、このほか新しく栃木県何大政補正条例が公布になり、六月三十日から施行になった。

これによれば

一、門柱、家の出入口、その他他人の最も見えやすい場所に、何大のいることを表示しておくこと。

二、へい、または、さく、など、何大が自由に外部と往來できない場所以外では放し飼ひしないこと。

三、何大が時勢中又は狂状、疫病などにより人に有害を加えるおそれのある場合は、けい、その他適當な方法で管理すること。

四、道路、公園、広場、その他公共の場合は、自由に運行する場所には何大を運行するときは、何大に鎖または鎖などをつけること。

五、道路、公園、広場、その他公共の場に、何大を放し飼ひすること。

六、何大を飼ふこと。

七、何大が人をかんだ時は、すぐその何大をけい留し、保健所長に届け、その指示を受け、獣医師の検診を受けさせなければならない。などが規定される。

違反者は罰則が適用される。



国土美化の標識